

都城市にお住まいの教育・保育施設の利用者の皆様

都城市長 池田 宜永

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の登園自粛のお願いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取組みにつきましては、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、宮崎県は、1月5日に本市を県独自の新型コロナウイルス感染区分「感染急増圏域」に指定しました。本市においては、1月9日から1月22日までの間、市民の方に対して不要不急の外出自粛、酒類を提供する店の営業時間短縮等をお願いすることとしました。また、本市の小中学校は、1月7日から1月17日まで臨時休業することになりました。

これに伴い、保育所等は、感染の予防に留意した上で開所し、1月7日から1月22日までの期間は、保護者がお仕事をお休みの場合など、家庭での保育が可能な場合は、登園自粛にご協力いただくこととしました。なお、登園自粛につきましては、感染症の拡大防止のための取組みの一つであり、強制的なものではありません。また、当該期間に登園自粛された場合、保育料等の取扱いにつきましては、下記のとおりとなります。

保護者の皆様には、趣旨をご理解の上、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 期間

令和3年1月7日（木）から令和3年1月22日（金）まで

2 保育料等の取扱い

- (1) 0歳～2歳児の児童が登園自粛の要請に応じて登園しなかった場合は、保育料の減額（日割り計算）を行います。保育料の減額の手続きは、保育所等が行いますので、保護者の皆様の手続きは不要です。
- (2) 副食費につきましては、現在、利用されている保育所等にお問い合わせください。

3 その他

- ① 家族がコロナに感染した ②濃厚接触者になった ③PCR検査を受けた場合には、早急に保育所等までご連絡をお願いいたします。